

# 宿 泊 税

## 概 要

宿泊税は、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、宿泊施設の宿泊者に対して京都市が独自に課税する法定外目的です。

宿泊税は、平成30年10月1日から導入しています。

## 1 納 税 義 務 者

- 宿泊税の納税義務者は次のとおりです。
  - ・ 旅館業法に定める旅館業を営む施設（下宿営業を除く）への宿泊者
  - ・ 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
- ※ ホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業を営む施設のほか、いわゆる違法民泊等への宿泊者も含めた、すべての宿泊者となります。
- 納税義務者である宿泊者は、宿泊施設に宿泊税を支払い、宿泊施設の経営者が特別徴収義務者として宿泊税を本市に納入していただきます。

## 2 税 率

宿泊税の税率は次のとおりです。

1人1泊の宿泊料金	税 率
6,000円未満	200円
6,000円以上20,000円未満	400円
20,000円以上50,000円未満	1,000円
50,000円以上100,000円未満	4,000円
100,000円以上	10,000円

- ※ 令和8年3月1日から税率を改定しています。
- ※ 宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金を指すものであり、サービス料は含まれますが、食事代や消費税等は含まれません。

### 3 課税されない人

学校が主催する修学旅行その他学校行事または保育所等が主催する行事（満3歳以上の幼児が参加するもの）に参加している生徒等及びその引率者については、宿泊税の課税が免除されます。

※ 免除対象

- ・ 学校教育法第1条で規定する学校のうち、大学を除くもの（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校）
- ・ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（保育所型認定こども園を含む。）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- ・ 児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

### 4 申告と納税

○ 宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）は、宿泊者から宿泊料金とともに宿泊税を徴収し、原則として毎月末日までに、前月1日から同月末日までに宿泊行為のあった徴収すべき宿泊税に係る宿泊数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、納入いただくこととなります。

※ 宿泊税額が、市長が定める金額以下であるなどの要件に該当するものとして特例に関する市長の承認を受けた場合においては、3箇月ごとに納入申告書を提出することとなります。

○ 宿泊施設の開始、変更、廃止等を行う際は、経営申告書を提出していただくこととなっております。